

令和6年度住まいの問題を解決する家守り（やもり）プロジェクト  
業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度住まいの問題を解決する家守り（やもり）プロジェクト業務委託

2 業務目的

奄美群島における住まいの問題を解消するため、相続登記の推進や地域住民の意識醸成を進めるためのセミナー・相談会等の開催、土地・建物活用マニュアルの作成等を行うとともに、奄美群島全体で取組を共有し、土地・建物の活用促進につなげていく。

3 委託額の上限

9,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 履行期限

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

5 業務概要

(1) 相続登記推進キャンペーンの実施

土地・建物の活用に当たり、奄美群島全体で未登記物件が多いことが課題となっていることから、群島各島で相続登記セミナー及び相談会等を開催する。

① 相続登記セミナー・相談会の開催

ア 対象者：土地・建物所有者，地域住民等 約30名

イ 開催時期：令和6年7月～令和6年12月

ウ 開催地：奄美大島北部，奄美大島南部（各1回）

エ 開催方法：原則対面

オ 内容

相続登記の義務化や登記の流れ等についての講演及び相談会

カ その他

- ・ 開催方法については原則対面とするが、調整の状況により、Web会議との併用を求める可能性がある。

- ・ 参加者からアンケートを徴すること。

※アンケートの内容については、本業務受託後、県と協議の上、決定する。

② 相続登記セミナーの開催

ア 対象者：土地・建物所有者，地域住民等 約30名

イ 開催時期：令和6年7月～令和6年12月

ウ 開催地：喜界島，徳之島，沖永良部島，与論島（各1回）

エ 開催方法：原則対面

オ 内容

相続登記の義務化や登記の流れ等についての講演

カ その他

- ・ 開催方法については原則対面とするが、調整の状況により、Web会議との併用を求める可能性がある。

- ・ 参加者からアンケートを徴すること。

※アンケートの内容については、本業務受託後、県と協議の上、決定する。

### ③ 土地・建物活用相談会の開催

ア 対象者：土地・建物所有者，地域住民等 約30名

イ 開催時期：令和6年7月～令和6年12月

ウ 開催地：喜界島，徳之島，沖永良部島，与論島（各1回）

エ 開催方法：原則対面

オ 内容

相続登記，空き家活用等土地・建物の活用に関する相談会

カ その他

- ・ ②，③の開催に当たっては，同日開催としても差し支えない。
- ・ 開催方法については原則対面とするが，調整の状況により，Web会議との併用を求める可能性がある。
- ・ 参加者からアンケートを徴すること。

※アンケートの内容については，本業務受託後，県と協議の上，決定する。

### ④ 受託者の業務

上記①から③に係る一切の業務とし，外部講師・参加者手配，周知・広報，会場手配・設営，資料（参加者アンケートを含む）作成・印刷・配布，アンケートの回収，会議録の作成及び必要な情報収集を含むものとする。

## (2) 所有者や地域住民の意識醸成・啓発

土地・建物の活用に当たり，所有者や地域住民等が住宅不足の問題を自分事として捉え，活用に取り組んでもらう必要があることから，群島内市町村と連携した勉強会等の開催や広報誌・SNS等を活用した情報発信・啓発を行う。

また，奄美群島全体で空き家等の活用に関する相談が増えているため，所有者や地域住民，行政担当者が参考にできる総合的なマニュアルを作成し，相談対応等の充実を図る。

### ① 意識醸成のための所有者・地域住民・事業者向け勉強会等の開催

ア 対象者：土地・建物所有者，地域住民，事業者等 約30名

イ 開催時期：令和6年7月～令和7年2月

ウ 開催地：群島各島（奄美大島，喜界島，徳之島，沖永良部島，与論島）1回以上

エ 開催方法：原則対面

オ 内容

住民向けワークショップの開催や，地域の実情に合わせた専門家を招いた勉強会等を開催する。

カ その他

- ・ 勉強会等の開催に当たっては，県及び連携先の市町村と協議の上，決定すること。

※(1)と同日開催としても差し支えない。

- ・ 開催方法については原則対面とするが，調整の状況により，Web会議との併用を求める可能性がある。
- ・ 参加者からアンケートを徴すること。

※アンケートの内容については，本業務受託後，県及び連携先の市町村と協議の上，決定する。

### ② 土地・建物の活用に係る情報発信・啓発

情報発信のコンテンツを作成し，広報誌やSNS等を通じて啓発を行う。

## ア 相続登記等に関する広報・啓発

(ア) 対象者：地域住民向け

(イ) 掲載場所：市町村の広報誌や大島支庁SNS（Instagram, Facebook, HP）等

(ウ) 内容

- ・ 令和6年度から施行された相続登記の義務化に関する広報・啓発のフライヤー作成
  - ・ 空き家の活用例（サブリース等）に関する広報・啓発のフライヤー作成
- ※ フライヤーの規格は、A4サイズと正方形サイズの2パターンで作成し、画像データで提出すること。

## イ セミナー等の開催に係る広報

(ア) 対象者：地域住民向け

(イ) 掲載場所：市町村の広報誌や大島支庁SNS（Instagram, Facebook, HP）等

(ウ) 内容

当事業で開催するセミナー、相談会等の広報周知に係るコンテンツ（画像及び文章等）の作成

※ コンテンツの規格は、A4サイズと正方形サイズの2パターンで作成し、画像データで提出すること。

## ウ マニュアルに関する広報・周知

(ア) 対象者：地域住民向け

(イ) 掲載場所：市町村の広報誌や大島支庁SNS（Instagram, Facebook, HP）等

(ウ) 内容

総合的な土地・建物活用マニュアル完成後の広報周知に係るコンテンツ（画像及び文章等）の作成

※ コンテンツの規格は、A4サイズと正方形サイズの2パターンで作成し、画像データで提出すること。

## エ その他

- ・ ア、ウについて、本業務受託後、県と協議の上、決定すること。
- ・ イについては、県及び連携先の市町村と協議の上、決定すること。
- ・ 以下のスケジュールに沿って作業を進めることとし、必要な一部の修正については応じるものとする。

〔 アについて、令和6年10月までに県へ提出すること。  
イについて、開催日の3週間前までに県へ提出すること。  
ウについて、マニュアル完成後、1週間以内に県へ提出すること。〕

## ③ 総合的な土地・建物活用マニュアルの作成等

総合的な土地・建物活用マニュアルを作成し、各市町村及び大島支庁・各事務所で相談対応等に活用する。

### ア 規格・作成部数

- ・ A4サイズ、30ページ程度
- ・ 紙質：マット紙又はコート紙
- ・ 厚さ：90kg～110kg同等品
- ・ 作成部数：2,000部

※ デザインや掲載内容に適した紙質やページ数等を県と協議の上、決定

すること。

イ 内容

相続登記の基本的な流れや神様問題の解決事例、空き家放置リスクと活用メリット、サブリース等での活用事例、各種補助制度の案内等

ウ その他

以下のスケジュールに沿って作業を進めることとし、必要な一部の修正については応じるものとする。

マニユアル案の作成：令和6年10月まで  
校了：令和7年1月まで  
印刷：令和7年2月中  
配布及び納入期限：令和7年3月7日（金）

④ 受託者の業務

上記①から③に係る一切の業務とし、外部講師・参加者手配、周知・広報、会場手配・設営、マニュアル及び勉強会等資料（参加者アンケートを含む）の作成・印刷・配布、アンケートの回収・取りまとめ、会議録の作成及び必要な情報収集を含むものとする。

(3) 事業報告会の開催

本事業で蓄積されたノウハウ等を群島各島での取組に活用してもらい、群島全体の住宅不足解消につなげるための報告会を開催する。

ア 対象者：地域住民、奄美群島内の行政関係者、民間事業者等 約50名

イ 開催時期：令和7年2月

ウ 開催地：大島支庁4階大会議室

エ 開催方法：ハイブリッド形式（対面＋Web）

オ 内容

- ・ 本事業に係る報告
- ・ その他（先進事例の紹介等）

カ その他

参加者からアンケートを徴すること。

※アンケートの内容については、本業務受託後、県と協議の上、決定する。

## 6 事業報告

(1) 進捗状況報告

県の求めに応じ、事業の進捗状況や成果等について報告すること。

(2) 委託業務終了届

委託業務終了後、履行期間内に委託業務終了届を提出すること。

① 提出先：鹿児島県大島支庁総務企画課地域振興係

② 提出期限：令和7年3月14日（金）

(3) 成果物

委託業務終了届提出時に以下の成果物（紙1部及びデータ）についても併せて提出すること。

① 事業報告書

② 情報発信コンテンツ（市町村の広報誌や大島支庁SNS等掲載）

### ③ 総合的な土地・建物活用マニュアル

#### 7 その他

- (1) 成果物等に含まれる第三者の著作権，肖像権その他全ての権利についての交渉，処理は受託者が行うこととする。  
また，本事業により制作された成果物等の著作権は鹿児島県に帰属する。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については，鹿児島県大島支庁総務企画課と協議して決定する。
- (3) 事業の実施に当たっては，鹿児島県及び連携先の市町村と協議・調整の上，進めること。
- (4) 本事業に係る関係法令に抵触しないよう事業を実施すること。